

東大和市教育に関する大綱 基本理念

- 自分らしさを大切にし、心豊かに成長し続ける人
- 多様性を尊重し、他者への配慮や思いやりの持てる人
- 社会の一員として主体的に学び、協働し、役割を担える人
- 郷土を愛し、郷土を誇り、持続可能な社会を維持、発展させていく人

【教育に関連するウェルビーイングの要素】

「幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「サポートを受けられる環境」、「社会貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現（達成感、キャリア意識など）」、「心身の健康」、「安全・安心な環境」など

第三次 東大和市 学校教育振興基本計画 基本理念

笑顔あふれる豊かな学び 一人一人のウェルビーイングを高める学校づくり

自ら未来を切り拓く力の育成

- 確かな学力を育む教育
- グローバル社会を見据えた人材を育成する教育
- 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育
- 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育
- 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

学校生活を支える教育環境の整備の充実

- 学校教育を支える環境の整備
- これからの教育を担う優れた教員の育成

学校・家庭・地域の連携による学びの充実

- 学校と家庭、地域・社会が一体となり、子どもを見守り、育てる教育活動の充実
- 地域・社会の教育資源を活用し、子どもを支え伸ばす教育活動の充実

多様な教育ニーズへの対応と児童・生徒の可能性を引き出す学びの保障の充実

- 心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実
- 障害のある児童・生徒の能力・可能性を伸ばす教育の充実

令和7年度 東大和市教育委員会教育指導課 主要事業について

基本理念

笑顔あふれる豊かな学び 一人一人のウェルビーイングを高める学校づくり

令和7年度 方針 赤字：東大和市教育に関する大綱との対応		主な施策 青字：第三次 東大和市学校教育振興基本計画との対応
自ら未来を切り拓く力の育成	確かな学力を育む教育 ※市大綱3- (2) -ア・オ	・個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ※市基本計画 方針2 ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進 ※市基本計画 方針1 ・総合的な学習の時間（探究的な学び）の充実 ※市基本計画 方針1 ・情報活用能力の育成に向けた取組の充実 ※市基本計画 方針4 ・教育データの分析・活用の取組の充実 ※市基本計画 方針4
	グローバル社会を見据えた人材を育成する教育 ※市大綱3- (2) -イ	・外国語教育の充実 ※市基本計画 方針1 ・持続可能な開発のための教育の充実 ※市基本計画 方針1
	主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育 ※市大綱3- (2) -基本理念「社会の一員として～」	・キャリア教育の充実 ※市基本計画 方針1 ・子どもの意見表明の機会の創出に向けた取組の充実 ※市基本計画 方針1
	豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育 ※市大綱3- (2) -ア	・人権・道徳教育の充実 ※市基本計画 方針2 ・体験活動の充実 ※市基本計画 方針3 ・いじめ等への対応の徹底 ※市基本計画 方針2 ・読書活動の充実 ※市基本計画 方針2
	健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育 ※市大綱3- (2) -ア	・学校保健・給食・食育・体育の充実 ※市基本計画 方針2
学校・家庭・地域の連携による学びの充実	学校と家庭、地域・社会が一体となり、子どもを見守り、育てる教育活動の充実 ※市大綱3- (2) -エ	・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組の充実 ※市基本計画 方針3 ・家庭教育支援の充実 ※市基本計画 方針3
	地域・社会の教育資源を活用し、子どもを支え伸ばす教育活動の充実 ※市大綱3- (2) -エ	・地域・社会人材を活用した教育活動の充実 ※市基本計画 方針2 ・部活動地域移行に向けた取組の推進 ※市基本計画 方針3
多様な教育ニーズへの対応と児童・生徒の可能性を引き出す学びの保障の充実	心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実 ※市大綱3- (2) -オ	・不登校児童・生徒への対応の充実 ※市基本計画 方針2 ・教育相談体制の充実
	障害のある児童・生徒の能力・可能性を伸ばす教育の充実 ※市大綱3- (2) -オ	・特別支援教育の充実 ※市基本計画 方針2
学校生活を支える教育環境の整備の推進	学校教育を支える環境の整備 ※市大綱3- (2) -ウ	・ICT環境等の整備 ※市基本計画 方針4 ・学校における働き方改革の推進 ※市基本計画 方針4
	これからの教育を担う優れた教員の育成 ※市大綱3- (2) -ウ	・教員の学ぶ機会の充実

令和7年度 東大和市教育委員会教育指導課 主要事業について

自ら未来を切り拓く力の育成

●確かな学力を育む教育

・個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

〈Point〉 「指導の個別化」と「学習の個性化」の考え方を踏まえた学習活動の推進

・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

〈Point〉 各教科等の「見方、考え方」を働かせた学習過程を重視

・総合的な学習の時間（探究的な学び）の充実

〈Point〉 教員の関わりの中で、児童・生徒の主体性を重視した学習活動の推進

・情報活用能力の育成に向けた取組の充実

〈Point〉 各教科等に応じた適切な場面での一人一台端末の活用の推進

・教育データの分析・活用の充実

〈Point〉 全国学力・学習状況調査、東京都統一体力テスト等の教育データの分析・活用の推進

【関連事業】

協力指導員（TT）、少人数指導員、AI型学習教材、一人一台端末
ScTN質問紙 など

●グローバル社会を見据えた人材を育成する教育

・外国語教育の充実

〈Point〉 外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を育成する取組の推進

・持続可能な開発のための教育の充実

〈Point〉 現代社会における地球規模課題の諸課題を自らに関わる問題として主体的に考え、行動する力を育む教育の推進

【関連事業】

小学校ALT、中学校オンライン英会話、TGG体験 など

●主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育

・キャリア教育の充実

〈Point〉 キャリア・パスポートを活用して、学習や生活の見通しを立てたり、振り返ったりする活動の推進

・子どもの意見表明の機会の創出に向けた取組の充実

〈Point〉 児童・生徒がルール等の制定や見直しの過程に関与する機会を設定するなど、主体性を育む活動の充実

●豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

・人権・道徳教育の充実

〈Point〉 「特別の教科道徳」を要とした道徳教育の推進、道徳授業地区公開講座の充実を図る取組の充実

・体験活動の充実 ※ R7デフリンピック関連を含む

〈Point〉 学校外の様々な人や物事に会える体験活動の充実
(職場体験、ボランティア活動、自然体験活動、地域防災訓練、地域行事等)

・いじめ等への対応の徹底

〈Point〉 いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底、いじめの未然防止、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、関係機関等との連携の推進

・読書活動の充実

〈Point〉 学校図書館指導員と連携した学校図書館の整備や、多様な子どもの読書機会の確保等を通じて、子どもの読書活動を推進

【関連事業】

宿泊費の補助（教育総務課）、学校図書館指導員、人権教育推進校など

●健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

・学校保健・給食・食育・体育の充実 ※ 助産師による命の授業の推進

〈Point〉 がん教育、薬物乱用防止、心の健康、食に関する指導など、体育科・保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じた保健教育の充実

【関連事業】

学校医等による「がん教育」、体育健康推進校 など

令和7年度 東大和市教育委員会教育指導課 主要事業について

学校・家庭・地域の連携による学びの充実

- 学校と家庭、地域・社会が一体となり、子どもを見守り、育てる教育活動の推進
 - ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組の充実
 - 〈Point〉 学校運営協議会への理解を促進、学校と地域住民等が力を合わせて取り組む学校運営の推進
 - ・家庭教育支援の充実
 - 〈Point〉 SSWや民生委員などと連携して、家庭への働きかけの取組を推進
- 【関連事業】
学校と家庭の連携推進支援員、コミュニティ・スクール、SSW など

- 地域・社会の教育資源を活用した子どもを支え伸ばす教育活動の推進
 - ・地域・社会人材を活用した教育活動の充実
 - 〈Point〉 地域の教育資源や学習環境（地域人材、社会教育施設など）を活用した教育活動の推進
 - ・部活動地域移行に向けた取組の推進
 - 〈Point〉 地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携・協働し、部活動の地域連携や地域移行に向けた環境の一体的な整備の推進
- 【関連事業】
地域未来塾、地域社会人材活用事業、部活動指導員 など

多様な教育ニーズへの対応と児童・生徒の可能性を引き出す学びの保障の充実

- 心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実
 - ・不登校児童・生徒への対応の充実
 - 〈Point〉 校内・校外サポートルームによる多様な学びの場の確保、早期発見・早期支援の実施体制の充実、発達指示的生徒指導の充実
 - ・教育相談体制の充実
 - 〈Point〉 さわやか教育相談室、スクールカウンセラーなど、相談しやすい環境の整備
- 【関連事業】
スクールカウンセラー、サポートルーム、さわやか教育相談室 など

- 障害のある児童・生徒の能力・可能性を伸ばす教育の充実
 - ・特別支援教育の充実
 - 〈Point〉 個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用の推進、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実、教職員が障害や特別支援教育に係る理解を深める取組の推進
- 【関連事業】
就学相談、巡回相談、子ども支援員 など

学校生活を支える教育環境の整備の推進

- これからの教育を担う優れた教員の育成
 - ・教員の学ぶ機会の充実
 - 〈Point〉 東京都等の研修の推奨（東京教師道場、教育研究員、研究生、教職大学院等）、校内研究の充実
- 【関連事業】
研究奨励事業、研究会補助金 など

- 学校教育を支える環境の整備
 - ・ICT環境等の整備
 - 〈Point〉 校務及び教育系のネットワークの連携を円滑に行える環境を整備することで日常的なICTの活用の充実を図り、学びの変革や校務改善を推進
 - ・学校における働き方改革の推進
 - 〈Point〉 外部人材の活用の推進、教員としての職務に専念し質の高い教育を実践するための校務改善の推進
- 【関連事業】 ICT支援員、一人一台端末の更新、副校長補佐、SSS、 など

自ら未来を切り拓く力の育成

●確かな学力を育む教育

・個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

〈Point〉 「指導の個別化」と「学習の個性化」の考え方を踏まえた学習活動の推進

【ねらい】

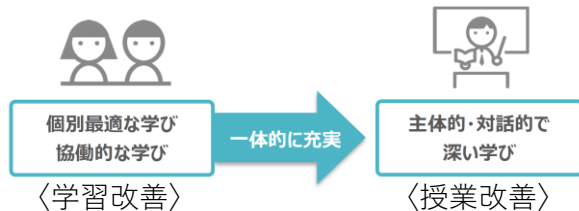
授業において個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ることをとおして、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげ、学習指導要領に示された資質・能力の育成を図ります。

1

「令和の日本型学校教育」における「子どもの学び」の姿について

令和3年1月26日に示された中央教育審議会答申では、目指すべき新しい学校教育の姿として、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」が提言されました。

資質・能力の育成に向けた「子どもの学び」の姿



中央教育審議会「『令和の日本型教育』の構築を目指して（答申）」
【総論解説】より

義務教育段階において目指す学びの姿

- ・基礎的・基本的な知識・技能や学習の基盤となる資質・能力等の確実な育成が行われるとともに、多様な一人一人の興味・関心等に応じた学びが提供されている。
- ・児童生徒同士の学び合いや探究的な学びなどを通じ、地域の構成員や主権者としての意識が育まれている。
- ・全ての児童生徒が安全・安心に学ぶことができる。

2

個別最適な学び【学習者視点】 （＝個に応じた指導【教師視点】）

「個別最適な学び」については「指導の個別化」と「学習の個性化」に整理されており、**児童・生徒が自己調整しながら学習を進めていく**ことができるよう指導することが大切です。

指導の個別化

- ・子ども一人一人の特性・学習進度・学習到達度等に応じ、
- ・教師は必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫を行う

→ 一定の目標を全ての子どもが達成することを目指し、異なる方法等で学習を進める

【AI型教材の活用】 ※令和7年度から全小中学校で導入予定
5教科対応のAI型教材のQubena（キュビナ）を導入し、指導の個別化を推進します。

- 〈特徴〉・AIが一人ひとりに合わせて最適な問題を出題
・時間や習熟度などの学習状況の見える化 など
- 〈活用例〉・授業（振り返り、演習）
・家庭学習（予習・復習・課題）
・朝学習 など



学習の個性化

- ・子ども一人一人の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、
- ・教師は一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供を行う

→ 異なる考え方が組み合わさり、よりよい学びを生み出す

3

協働的な学び

協働的な学び

- ・子ども一人一人のよい点や可能性を生かし、
- ・子ども同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働する

→ 異なる考え方が組み合わさり、よりよい学びを生み出す

<主な留意点>

- ・「個別最適な学び」が「孤立した学び」におちいらないようする。
- ・集団の中で個が埋没してしまうことがないようにする。
- ・「活動あって学びなし」といわれるような授業におちいらないようにする。

<参考>

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実～ICTを活用した新たな学習活動を通して～

東京都多摩地区教育推進委員会第28次計画(通算第49年次)報告書
令和5年2月
東京都多摩教育事務所



東京都多摩地区教育推進委員会 第28次計画(通算第49年次) 報告書

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
～ICTを活用した新たな学習活動を通して～



令和5年2月
東京都多摩教育事務所

自ら未来を切り拓く力の育成

●確かな学力を育む教育

・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

〈Point〉 各教科等の「見方、考え方」を働かせた学習過程を重視

【ねらい】

「主体的な学び」になっているか、「対話的な学び」になっているか、「深い学び」になっているか、という視点から、それぞれの教員が授業改善に取り組み、子どもたちの資質・能力の育成を図ります。

1 小学校学習指導要領解説総則編及び 中学校学習指導要領解説総則編より

教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童の状況等に応じて、これらの視点の具体的な内容を手掛かりに、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることが求められている。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点
- ② 子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点

2 授業改善を学習者の視点と授業者の視点から （「主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善の視点について」文部科学省 国立教育政策研究所より）

主体的・対話的で深い学びは単元 などを通して実現

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりをどのように構成するかというデザインを考えることが大切だ。例えば、
○主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、
○対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、
○学びの深まりをつくりだすために、児童・生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善に取り組んでいきます。

	授業改善に向けた『学習者』の視点	授業改善に向けた『授業者』の視点
主体的な学び	● 学ぶことに興味や関心を持つ ● 自己のキャリア形成の方向性と関連付ける ● 見通しをもつ ● 粘り強く取り組む ● 自己の学習活動を振り返って次につなげる 	● 既習事項を振り返る ● 具体物を提示して引きつける ● 子供が明らかにしたくなる学習課題を設定する ● 子供が自らめあてをつかむようにする ● 学習課題を解決する方向性について見通しを持たせる ● 子供が自分の考えを持つようにする ● 子供の思考を見守る ● 子供の思考に即して授業展開を考える ● 子供の考えを生かしてまとめる ● その日の学びを振り返る ● 新たな学びに目を向けさせる
対話的な学び	● 子供同士の協働を通じ、自己の考えを広げ深める ● 教職員との対話を通じ、自己の考えを広げ深める ● 地域の人との対話を通じ、自己の考えを広げ深める ● 先哲の考え方を手掛かりに考える	● 思考を交流させる ● 交流を通じて思考を広げる ● 協働して問題解決する ● 板書や発問で教師が子供の学びを引き出す
深い学び	● 各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせる ● 知識を相互に関連付けてより深く理解する ● 情報を精査して考えを形成する ● 問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう	● 資質・能力を焦点化する（つけたい力を明確にする） ● 単元や各授業の目標を把握する ● ねらいを達成した子供の姿を具体化する ● 教材の価値を把握する ● 単元及び各時間の計画を立てる ● 目標の達成状況を評価する

自ら未来を切り拓く力の育成

●確かな学力を育む教育

・総合的な学習の時間（探究的な学び）の充実

〈Point〉 教員の関わりの中で、児童・生徒の主体性を重視した学習活動の推進

【ねらい】

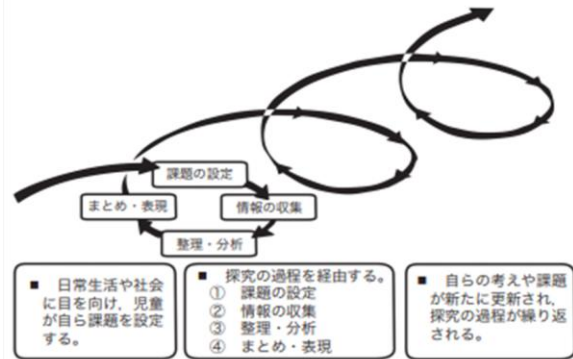
総合的な学習の時間における探究的な学びを通して、児童・生徒が、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成を図ります。

1

総合的な学習の時間における探究的な学び

探究的な学びとは

下の図のように問題解決的な活動が発展的に繰り返される学びのことである。



学習指導の考え方

・「子どもの主体性の重視」

興味や関心をもつことについて学ぼうとするときに、本気になって考える。こうした本来の力を教員の関わりの中で、引き出し、支え、伸ばすように指導する。

・「適切な指導の在り方」

どのような体験活動、話し合い活動、考えを整理する活動、表現して発信する活動などの教師の指導性に係る部分と子どもたちの自発性・能動性とのバランスを考慮した指導を行う。

2

探究的な学習過程

①課題の設定

社会や生活の中の体験から課題意識をもつことが大切であり、教師の意図的な働きかけで課題意識を高めることが重要。

例：地域について、「ウェビングでイメージを広げる」、「友だちと考えを比較する」など

②情報の収集

設定した課題などを基に、解決に必要な情報を体験を通して収集することが大切であり、必要に応じて教師が意図的に資料を提示することも考えられる。

例：地域の現状を調べるために、「事業所等への体験やインタビューを行う」、「講話」など

③整理・分析

情報を分類したり、因果関係を考えたりして、思考の場面を設定することが大切。子ども自身が情報の整理・分析方法を決定し、吟味することが重要。

例：「カードや付箋」、「思考ツール」、「グラフ」など

④まとめ・表現

伝える相手や目的を意識すること、情報を再構成して新たな課題を自覚することなどが重要。

例：調査結果や体験結果を「レポート」、「新聞」、「プレゼンテーション」などにまとめる。

3

地域の学習材（ひと・もの・こと）を生かした探究的な学び 実践事例

東大和紅茶、茶うどん、うまべえ、地域の畳屋さんに着目し、市の魅力を高める活動を行った。畳屋さんの地域貢献への思いに触れ、「地域に貢献したい」という思いを醸成した。その後、畳のよさを体感してもらうイベントの開催、うまべえの絵本作り、ひがしやまと茶うどんレシピ開発、東大和紅茶オリジナルクッキーの開発を行った。（6年生）



社会科のお米作りの学びから、地域の食に興味をもち、昔から小麦を活用していたことからひらひらに着目し、郷土博物館の学芸員と繰り返し教えてもらいながら、再現しました。ひらひらのおいしさを伝えたいと考え、地域の農家さんから分けてもらった小麦を使い、地域の方や保護者へふるまうイベントを開催しました。（5年生）



食品ロスや環境問題、物価高騰に興味をもち、疑似レストランを作った。環境問題を解決する店にするために、株券を発行し、資金を調達した。地域の農家と連携し、規格外で処分予定のジャガイモやレンコン、ゴボウなどを活用して野菜チップスを作り、地域のお祭りで販売した。その後、家庭でできる環境に優しいレシピ作りを行い、地域に啓発した。（6年生）



環境をきれいにしたいという思いをもち、学校をきれいにする活動を行った。地域にも目を向けて地域を調べた結果、ゴミが多く落ちていることに気が付いた。地域をきれいにする活動について話し合い、アイデアを市の環境対策課に提案した。その後、地域のごみ拾い活動やゴミを捨てないように呼び掛けるポスター作成を行った。（3年生）



自ら未来を切り拓く力の育成

●確かな学力を育む教育

・情報活用能力の育成に向けた取組の充実

〈Point〉 各教科等に応じた適切な場面での一人一台端末の活用の推進

【ねらい】

各教科等の特質を生かした教科等横断的な視点で、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて把握する力、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用する力、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な力の育成を図ります。

1

学習の基盤となる情報活用能力の育成に向けて

各学校段階に応じた情報活用能力

情報活用能力は、小学校段階では、基本的な操作を確実に身に付けさせることや、ICTを適切に活用できるようにすること、中学校段階では、ICTをより「主体的、積極的」に活用できるようにすることなど、各学校段階に応じて発展させていくことが求められています。

プログラミング教育

プログラムの働きやよさ、情報社会が様々な情報技術などに気付き、論理的思考力、身近な問題の解決に主体的に取り組む態度、コンピュータ等を活用してよりよい社会を築いていこうとする態度などを育むこと、さらには、教科等で学ぶ知識及び技能等を身に付けさせることが大切です。プログラミングを体験させながら、教科等の学習内容と関連付けた取組を行っています。

情報モラル教育

ネットワークを通じて他人や社会とよりよい関係を築けるよう、情報を正しく活用するために適切な判断ができる力を身に付けさせることが大切です。各教科等において、指導する時期や内容を意図的・計画的に設定して取り組んでいきます。

2

情報活用能力育成のための想定される学習内容

発達段階を踏まえて、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが大切です。

4つに分類された「想定される学習内容」

【基本的な操作等】

・キーボード入力やインターネット情報の閲覧など

【問題解決・探究における情報活用】

・問題を解決するために必要な情報の収集、整理・分析し、解決への見通しをもつことができるなど

【プログラミング（問題解決・探究における情報活用の一部として整理）】

・プログラムの作成や問題解決のために情報の種類、収集時期、量、処理方法などを考えて、道筋を立て、実践しようとするなど

【情報モラル・情報セキュリティ】

・相互通信を伴う情報手段に関する知識及び技能を身に付けるものや、情報を多角的・多面的に捉えたり、複数の情報を基に自分の考えを深めたりするものなど

〈参考〉「情報活用能力 #東京モデル」(都教育委員会)

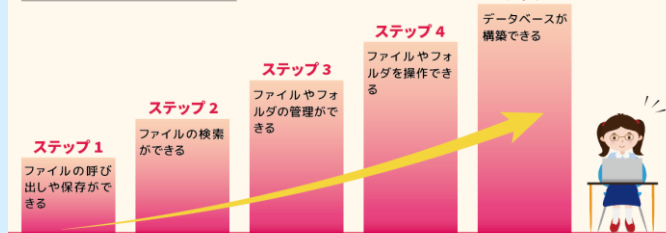
「東京モデル」は、発達段階を踏まえ、ステップごとに育成したい資質・能力を示しています。

https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/tokyo_model.html

【基本的操作分野ステップ図（抜粋例）】

情報活用能力ステップ図 | 基本的操作

例：情報機器の基本的な操作技能



【プログラミング分野ステップ（抜粋例）】

情報活用能力ステップ図 | プログラミング

例：プログラミングの思考



自ら未来を切り拓く力の育成

●グローバル社会を見据えた人材を育成する教育

・外国語教育の充実

〈Point〉 一人一人の発話量を確保し、外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を育成する取組の推進

【ねらい】

小・中学校における外国語に触れる機会を創出する取組を推進し、外国語教育の充実を図ることをとおして、コミュニケーションを図るための資質・能力の育成を図ります。

1 小学校での取組

小学校における外国語指導助手の配置

小学校では、英語を母国語とする在日外国人を英語指導助手として配置し、学校における外国語の指導の充実を図っています。

小学校第5学年におけるTGG

令和6年度から市内全小学校第五学年において、立川市にあるTOKYO GLOBAL GATEWAYでの体験型英語学習を行っています。外国を模した疑似空間で日常会話にチャレンジしたり、テーマごとに英語で学んだりしながら、最初はなかなか話せなくても、気がつくとな自然に発話できるように工夫されている空間で、「伝わるってすごい！」を実感できる機会を全児童に保障しています。

【TOKYO GLOBAL GATEWAYの様子】



2 中学校での取組

中学校におけるオンライン英会話学習

令和5年度から市内全中学校全学年において、個別のオンライン英会話を実施しております。国際交流を見据え、英語を使って様々な国のの人々とコミュニケーションをとる体験を義務教育段階で経験できる機会を保障しています。

個別のオンライン英会話を体験することで、生徒一人一人の発話量が確保できるとともに、講師が個々に合わせたレベルで英会話を行うため、生徒も安心して取り組むことができ、自信に繋がります。

● 年18回〔授業時5回、長期休業期間中5回、希望者（任意）5回、スピーキングテスト5回〕

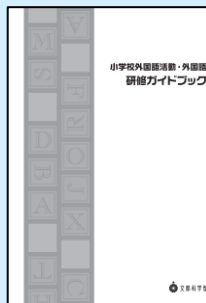
【オンライン英会話の様子】



<参考>

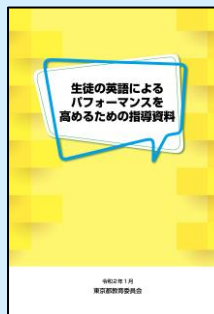
・「小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック」（文部科学省）

外国語教育について理解をしておいてほしいことが、基本編、授業研究編、実践編、実習編、理論編、研修指導者編の6つのカテゴリで整理されています。



・「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための指導資料」（東京都教育委員会）

生徒の「実際に英語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合う言語活動」を充実させるために、指導教諭等の実践を基に、中学校外国語科の指導方法・評価方法の改善を図るための考え方や方策について具体的に解説しています。



・TOKYO ENGLISH CHANNEL（東京都教育委員会）

英語学習コンテンツを一元的に提供するウェブサイトです。子どもたちの興味・関心に応じて学べる英語学習環境をウェブ上で実現しています。

自ら未来を切り拓く力の育成

●主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育

・キャリア教育の充実

〈Point〉 キャリア・パスポートを活用して、学習や生活の見通しを立てたり、振り返ったりする活動の推進

【ねらい】

各教科等の特質に応じたキャリア教育に関する取組をととして、児童・生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成を図ります。

1 キャリア教育を通して育成を目指す「基礎的・汎用的能力」

人間関係形成・社会形成能力

多様な他者の考えや立場を理解する力、自分の役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画することができる力

例えば、他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップなど

自己理解・自己管理能力

「できること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちながら行動する力、自らの思考や感情を律し、成長のために進んで学ぼうとする力

例えば、自己の役割の理解、前向きに考える力、自己の動機付け、忍耐力、ストレスマネジメント、主体的行動など

課題対応能力

様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力

例えば、情報の理解・選択・処理等、本質の理解、原因の追究、課題発見、計画立案、実行力など

キャリアプランニング能力

「働くこと」の意義を理解し、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力

例えば、学ぶこと・働くことの意義や役割の理解、多様性の理解、将来設計、選択、行動と改善など

2 キャリア教育の充実に向けて

基礎的・汎用的能力の育成につながる指導方法や学習方法は限りなく存在します。キャリア教育で身に付けさせたい力を明確にして、意図的・計画的に取り組んでいくことが大切です。例えば、

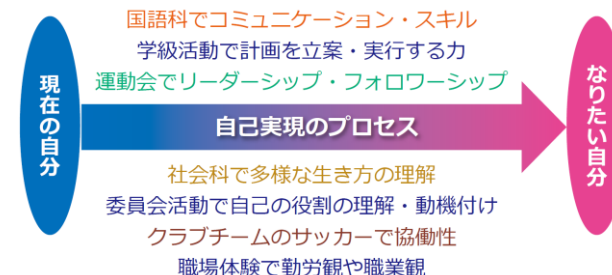
●教科の学習で…

各教科の特性に応じて、どのような場面・内容で、どの力を育成できるかを把握し、実施していきます。教科の学習活動や学習内容が、自己実現にどのように結び付くのかを自覚させることで、主体的な学びにつなげることができます。

●特別活動で…

キャリア教育の要である特別活動では、各教科等での学びが生活の中で生かされることを実感したり、学びを活用して課題を解決したりする中で、基礎的・汎用的能力を育んでいけるよう、全校体制で計画・実施していくことが大切です。

【自己実現のプロセスのイメージ】



3 キャリアパスポートの活用に向けて

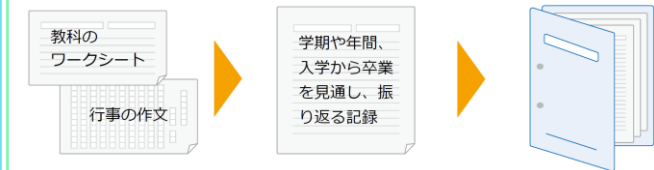
キャリア・パスポートって？

「キャリア・パスポート」は、児童・生徒の学習活動等の振り返りの記録を、キャリア形成の視点から捉え直したものです。「学期のまとめ」、「一年の振り返り」などの形でこれまで各学校で取り組んできたことを大切にしながら、キャリア教育の視点から見つめ直してみましょう。

日常的な記録

キャリア・パスポート

継続・蓄積・活用



キャリア・パスポートにこんな工夫を

「なりたい自分」のイメージをもつ

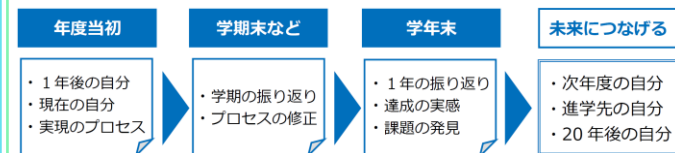
将来、どのような自分になりたいのか、具体的なイメージをもつことが大切です。

「これまでの自分」を振り返る

これまでの学びや成長を自覚・実感できることが大切です。自分が取り組んできたことの成果を客観的に捉えることで、自信や自己肯定感をもつことにつながります。

「現在の自分」を見つめる

「なりたい自分」と「これまでの自分」の中間にいる「現在の自分」を見つめることで、目標をより具体的なものにしたたり、学習や生活への意欲を高めたりすることができます。



自ら未来を切り拓く力の育成

●豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

・ 人権・道徳教育の充実

〈Point〉 「特別の教科道徳」を要とした道徳教育の推進、道徳授業地区公開講座の充実を図る取組の充実

【ねらい】

各教科の学習や学校行事などの様々な教育活動において、人権教育と道徳教育に取り組むことを通して、児童・生徒の豊かな情操や道徳心を培い、豊かな心の育成を図る。

1 人権教育の推進

人権教育の目標（「人権教育プログラム」より）

「一人一人の幼児・児童・生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることである。」

東京都教育委員会「人権教育プログラム」（学校教育編）を活用した人権教育の充実

人権教育に関する実践的な手引きとして、各学校が人権教育を推進するための基本的な考え方、人権課題に関する実践・指導事例、参考資料などが示されています。本資料の活用を促進し、各学校における人権教育の充実を図る。

人権教育推進校の取組

推進校（第五小学校）における人権教育に関する研究・実践の成果について研究発表を行うなど、他校への取組の普及・啓発を図る。



2 道徳科の充実に向けて

道徳教育の目標の実現に向けて、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の子どもが自分自身の問題としてとらえ向き合う、「考え、議論する道徳」への質的な転換を図り、児童・生徒の実態に応じて、多様な創意工夫を生かした授業づくりに取り組んでいます。

指導と評価の一体化

道徳科の授業における評価は、下に示した内容を重視して行うことが大切です。その際には、この内容を見とれるような授業が展開されることが必要です。

道徳的諸価値の理解を基にして、

- ・より多面的・多角的な見方へと発展しているか
- ・道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか

自己（人間としての）の生き方について考えを深める

道徳科で示されている内容項目をきっかけに、教え込んだり、知的な理解にどまったりすることがないように留意して、教師と児童・生徒が、自己や人間としてのよりよい生き方を求めて、共に考え、共に語り合うことをとおして、児童・生徒自らが主体的に道徳性を養える授業を展開します。

3 道徳授業地区公開講座の充実に向けて

道徳授業地区公開講座

「道徳科の授業公開」と「教職員・保護者・地域住民による意見交換会」とおして、道徳科の授業改善や学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育の推進を図る取組です。

道徳授業地区公開講座は、保護者や地域の方に学校で行っている道徳教育への理解を深めていただく場であると同時に、子どもたちが向き合っている課題や、その解決に向けて大人たちがすべきことを確かめ合う場でもあります。各学校において、多くの方が参加できるよう工夫し、本講座の充実を図っていきます。

〈参考〉

・義務教育指導課ポータルサイト

<https://www.gimukyoikushidoka.metro.tokyo.lg.jp/>

※ ID・パスワードは、学校関係者宛てに別途通知されております。（学校関係者のみ閲覧可能なページあり）

〔主な道徳教育に関する掲載資料〕

- ➡意見交換会導入ビデオ資料
- ➡東京都道徳教育教材集（心シリーズ）
- ➡「特別の教科 道徳」授業力向上セミナー資料



令和7年度 東大和市教育局教育指導課 主要事業について

自ら未来を切り拓く力の育成

●豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

・ 体験活動の充実 ※ R7デフリンピック関連を含む

〈Point〉 学校外の様々な人や事物に出会う体験活動の充実

(職場体験、ボランティア活動、自然体験活動、地域防災訓練、地域行事等)

【ねらい】

自然や人・社会等と関わる体験的な活動の充実を図ることをとおして、実際の生活や社会、自然の在り方について考えたり、様々な課題に取り組んだりすることで、よりよい生活を創り出そうとするための力の育成を図ります。

1 教科等の特質に応じた体験活動の充実

各教科等の特質やその関連を踏まえ、児童・生徒の学習活動がより効果的なものとなるよう、各学校で展開されている多様な体験活動の取組を活かし、その充実を図る。

体験活動と学びの過程

(1) 学びの土台・出発点としての体験活動

身のまわりの自然環境や社会環境、さらには人々との出会いや交流は、感動や驚きといった感情を揺さぶられる場面となり、興味・関心や意欲の高まりから、子どもたちが豊かに学び成長することの出発点となると考えられる。

(2) 「知」の活用・実践化を図る体験活動

学習と生活とが結びつき、自己実現や実践化を進めることによって、各教科等での学びがしっかりと身についたものとなると考えられる。

体験活動のねらいの明確化

各学校において各教科等の特性を考慮しながら、ねらいを明確にして体験活動を教育活動に適切に位置付けることで、体験活動の充実を図る。

カリキュラム・マネジメントの視点

各教科等の内容に関わる体験を伴う学習や探究的な活動が効果的に展開できると期待される場合は、教科等の学習を含む計画を立て、授業時数に含めて扱う年間指導計画とすることも考えられる。

2 主な体験活動

各学校においては、児童・生徒が人や社会、自然など様々な対象に直接関わる体験活動の充実を図り、それぞれ教育目標に基づいて、児童・生徒に育成したい資質や能力などが着実に育まれるよう、以下のような取組を行っています。

小学校の主な体験活動

- ・ 赤城移動教室 (第5学年)
- ・ 日光移動教室 (第6学年)
- ・ 音楽鑑賞教室
- ・ 郷土博物館
- ・ 旧日立航空機株式会社変電所
- ・ 生活科・社会科見学
- ・ 地域調査
- ・ TGG (第5学年) など

中学校の主な体験活動

- ・ スキー移動教室
- ・ 民泊体験
- ・ 修学旅行
- ・ 職場体験活動
- ・ 地域調査 など



旧日立航空機株式会社変電所 (戦災建造物)

●デフリンピックに関する取組の推進 デフリンピックについて (概要)

正式名称：第25回夏季デフリンピック
競技大会東京2025

(略称) 東京2025デフリンピック

期 間：2025年11月15日～26日
(12日間)

参 加 国：70～80か国・地域

参加者数：各国選手団等
約6,000人

(うち選手約3,000人)



関連学習の取組の推進

これまで学校で取り組んできた教育活動や、オリンピック・パラリンピック教育として実施した取組などを活かし、オリンピック・パラリンピック教育で育成を図ってきた「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の資質を育成する取組を推進する。

<実施活動例>

- ・ 「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」
- ・ 東大和市聴覚障害者協会との連携
- ・ デフリンピック関連資料の校内掲示 など

自ら未来を切り拓く力の育成

●豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

・いじめ等への対応の徹底

〈Point〉 いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底、いじめの未然防止、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、関係機関等との連携の推進

【ねらい】

いじめ防止対策推進法に基づいた、いじめの防止等のための対応の徹底を図ることをとおして、いじめの未然防止とともに、いじめを把握した場合には速やかに解決に向けて取り組む。

1

「いじめに関する授業」の充実に向けて

道徳教育との関連

いじめの問題への対応について、子どもたちが主体的に対処できる実効性のある力を育成していく上で、道徳教育も大きな役割を果たすことが求められています。

道徳教育では、道徳科を要として、生命を大切にする心や互いを認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼感や友情を育むことや、節度ある言動、思いやりの心、寛容な心などを育てることにより、いじめの防止等に児童・生徒が主体的に関わる態度へとつながっていくことが期待されます。

特別活動との関連

いじめの背景には、学級内の人間関係に起因する問題が多く指摘されていることから、学級経営と生徒指導の関連を図った、学級活動の充実がいじめの未然防止の観点からも一層重要になります。学級内の人間関係に起因する問題に対しては、学級での自治的な活動や様々な体験活動を通して、多様な他者を尊重する態度を養うとともに、一人一人の自己肯定感を高めていくことが大切です。

2

東大和市におけるいじめ防止等に係る条例・基本方針・ガイドライン

【国】

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

東大和市いじめ防止対策推進条例

（令和元年12月）

市のいじめの防止等に関する施策に関する基本的な事項を定めることにより、学校、家庭及び地域が連携したいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

東大和市いじめ防止対策推進基本方針

（令和3年5月）

いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進し、全ての児童等が幸せに生きていくことができるようにするため基本的な方針として定めたもの。

東大和市立小・中学校におけるいじめの重大事態対応ガイドライン（令和3年12月）

いじめ防止対策推進法に規定する重大事態が発生した場合における学校の対応を、国ガイドラインに基づいて、整理したもの。

3

いじめ重大事態に対する平時からの備え

いじめを重大化させない取組が重要であることを前提とし、重大な被害等の「疑い」の段階から重大事態として扱うこととし、重大事態の場合に、迅速かつ適切に対応できるよう備えておくことが大切です。

教職員の理解の促進

法、基本方針、ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」の理解、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応の徹底、重大事態への対処方法など、全教職員で理解を深めておくことが大切です。

ふれあい月間「教職員シート」の活用

いじめ防止対策をより実効的なものにするために、いじめ防止等の対策の取組状況についての振り返りを行い、自校の課題や改善策を明確にして、絶えず検証し改善を図っていきます。



自ら未来を切り拓く力の育成

●豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

・読書活動の充実

〈Point〉 学校図書館指導員と連携した学校図書館の整備や、多様な子どもの読書機会の確保等を通じて、子どもの読書活動を推進

【ねらい】

児童・生徒の読書機会の確保、読書活動の重要性などに関する普及啓発等とおして、読書活動を推進し、児童・生徒の想像力を培い、豊かな心や人間性、教養、創造力等の育成を図ります。

1

第三次東大和市 子ども読書活動推進計画

この計画は、関係機関が相互に連携して東大和市の全ての子どもたちの読書活動を支援し推進することを目的としています。学校の主な課題として、次の内容が示されています。



東大和市立中央図書館外観

学校での読書・動機づけ

教員と図書館指導員が連携し、朝読書による自発的な読書意欲に繋げる取組を計画するなど、学校での読書活動や図書館の活用し、読書習慣の定着を図る。

読書指導

学習指導要領や学校図書館の計画等に基づいて、学校全体で読書活動の推進を図る取組により、児童・生徒の読書への意欲の向上を図る。

調べ学習への取組

児童・生徒が自分で調べる力を身に付けられるように、本の探し方、調べ方等の指導や学校図書館の利用法の指導を行うことが大切です。また、インターネットの活用と併せた調べ学習の指導が求められています。

2

学校図書館の活用について

学校図書館の機能

①生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能

②生徒の自主的・自発的かつ協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能

③生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能

学校図書館を活用した取組の充実に向けて

・調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されています。

・各教科等において、学校図書館の機能を計画的に活用し、生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが大切です。

3

読書活動の推進に向けた取組事例

図書館を使った調べる学習コンクール

東大和市立図書館では、令和6年度に第1回東大和市 図書館を使った調べる学習コンクールを実施しました。学校において、コンクールを活用することで、「調べて・まとめる」のステップを身に付けたり、本文では利用した箇所に出典を明記するなど引用のルール（著作権法）を学んだりすることができます。

ボランティアによる取組

保護者が中心となって児童・生徒へ読み聞かせを行うボランティアや、学校図書館の装飾や本の修理、装備等を行う図書室ボランティアがあります。また、市内で活動している読み聞かせのボランティアグループが学校を訪問し、おはなし会を行っています。

ビブリオバトル

ビブリオバトルとは、自分が面白いと思った本を持ち寄って順番に紹介し、発表についてディスカッションを行って、最後に一番読みたくなった本を投票で決めるというものです。自分一人で探していたのではなかなか出合うことのできない、意外な本との出会いがあります。

令和7年度 東大和市教育委員会教育指導課 主要事業について

自ら未来を切り拓く力の育成

●健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

・学校保健・給食・食育・体育の充実

〈Point〉 がん、薬物乱用防止、心の健康、食に関する指導など、体育科・保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じた保健教育の充実

【ねらい】

関係機関等と連携した取組、食に関する指導、体育健康教育などを通して、子どもたちが生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力の育成を図ります。

1 関係機関等と連携した取組の充実

セーフティ教室の実施

飲酒防止、喫煙防止、薬物乱用防止、万引き防止、連れ去り防止、性被害防止、不審者対応、インターネット及び携帯電話（スマートフォン）に関わるサイバー犯罪防止などの内容を取り上げ、東大和警察署等の関係機関と連携して実施する。

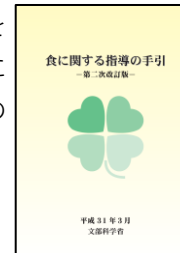
「がん」教育等の充実

体育科及び保健体育科（保健領域）での生活習慣病の予防（がん教育等）や危険ドラッグを含む薬物乱用防止に関する教育の充実を図る。中学校では学校医等による「がん」に関する教育を実施する。

2 学校における食育の充実

食に関する指導の取組の推進

文部科学省の「食に関する指導の手引き」の活用を促進し、子どもに対する食育は、家庭を中心としつつも、学校における取組の推進を図る。また、教育課題研究指定校における研究課題とし、研究・実践の成果について研究発表を行うなど、他校へ取組の普及・啓発を図る。



食に関する指導の推進の例

食事の重要性・心身の健康・食品を選択する能力・感謝の心・社会性・食文化の6つの視点のうち、「社会性」（下表参照）と関連した指導を推進する。

3 体育健康教育の充実

学校教育全体を通じた体育健康教育の充実

文部科学省や東京都教育委員会の指導資料の活用を促進し、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めることをねらいとして、学校教育全体を通じた体育健康教育の充実を図る。



体育健康教育推進校の取組

推進校（第六小学校、第二中学校）における体育健康教育に関する研究・実践の成果について研究発表を行うなど、他校へ取組の普及・啓発を図る。

命の授業の推進

「性教育の手引」の活用や、産婦人科医等の専門家と連携した命の授業（性教育を含む）を推進する。

【社会性（食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。）】

	段階別の資質・能力 例
小学校（低学年）	○正しいはしの使い方や食器の並べ方が分かる。 ○協力して食事の準備や後片付けができる。
小学校（中学年）	○協力したりマナーを考えたりすることが相手を思いやり楽しい食事につながることを理解し、実践することができる。
小学校（高学年）	○マナーを考え、会話を楽しみながら気持ちよく会食をすることができる。
中学校	○食事を通してより良い人間関係を構築できるよう工夫することができる。

令和7年度 東大和市教育委員会教育指導課 主要事業について

学校・家庭・地域の連携による学びの充実

●学校と家庭・地域・社会が一体となり、子どもを見守り、育てる教育活動の推進

・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組の充実

〈Point〉 学校運営協議会への理解を促進、学校と地域住民等が力を合わせて取り組む学校運営の推進

【ねらい】

学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」の充実を図ることを通して、学校・家庭・地域が連携・協働した取組を促進し、子どもたちが地域とのつながりの中で学び、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力の育成を図ります。

1 コミュニティ・スクールについて

コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等が、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みである「学校運営協議会」を置く学校のことです。東大和市では、全小中学校をコミュニティ・スクールに指定しています。

コミュニティ・スクールの意義

法律に基づき、学校運営協議会の役割や権限が明確化されているため、保護者や地域住民等が学校だけに任せることなく、学校運営の当事者として、自立した学校と対等な立場で、継続して学校運営に関わることができ、次のような効果が期待されます。

- ➡保護者や地域住民等の教育に関わる「当事者意識」を醸成
- ➡意見や承認した内容は、校長の決断や取組を後押しし、学校運営を支援
- ➡連携・協働することで、学校の多様な業務の見直しを行うことなどにも資する

「学校を含めた地域で
子どもの教育を担っていく」

2 よりよい社会を創る学校と地域の実現に向けて

「地域でどのような子どもを育てたいか」、「何を実現したいか」という目標やビジョンに向かうためには、子どもたちがどのような課題を抱えているのかという実態を共有して協議を重ね、学校・家庭・地域の協力関係の上で具体的な必要な支援策を考えることが大切です。

短期的に

子どもを取り巻く課題を保護者・地域住民等と意見を出し合い、学校運営に必要な支援について検討し、保護者・地域住民等と協働した取組により改善を図る。

中期的に

学校・家庭・地域の連携が進み、様々な課題に対して、保護者・地域の方とともに学校運営に必要な支援や地域を活性化させる活動などを協議し、保護者・地域住民等と協働した取組により改善を図る。

長期的に

学校・家庭・地域が連携・協働して、子どもを取り巻く課題の解決に向け、自立的・継続的に取り組む体制を構築する。

3 地域学校協働活動について

地域学校協働活動は、学校と地域が連携・協働して行う学校内外における活動の総称のことです。

【保護者等の参画による具体的な活動例】

- ・「放課後子供教室」や「地域未来塾」などの放課後等における子どもたちの学習支援
- ・体験・交流活動
- ・授業支援や学校行事等の支援
- ・地域課題解決型の学習
- ・地元企業等の協力による職場体験
- ・学校や地域の環境整備活動
- ・登下校の見守り
- ・地域との合同で行う防災教育・訓練 など

コミュニティ・スクールの理解促進のための資料

「よりよい社会を創る学校と地域コミュニティ・スクールの充実に向けて」のリーフレットを作成しました。保護者や地域住民等がコミュニティ・スクールについての理解を深め、可能な範囲から、協働して取り組んでいくことが大切です。



多様な教育ニーズへの対応と児童・生徒の可能性を引き出す学びの保障の充実

●心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実

・不登校児童・生徒への対応の充実

〈Point〉 校内・校外サポートルームによる多様な学びの場の充実、早期発見・早期支援の体制の充実

【ねらい】

様々な形で児童・生徒が学びにつながるができるよう環境を整備するとともに、学校が安心して学べる場としての機能をさらに高めてくことをとおして、一人一人に合った柔軟な学びの充実を図ります。

1 多様な学びの場の充実

サポートルーム（第一中学校敷地内設置）の取組

- ・個別の学習指導計画（学習面・生活面・進路/進級等）を作成し、各月・各学期・年間ごとの短期的、中期的、長期的な指導方針に沿って指導
- ・1人1台端末を使用した学習
- ・体験的な学習の充実
- ・取組の情報発信

校内サポートルームの取組

自分のクラスに入りづらい児童・生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境をつくるために、指導員を配置して校内サポートルームに設置し、その充実を図る。

校内サポートルームでは、自分のクラスとつなぎ、オンラインで指導を受けたり、一人一台端末を活用した学習に取組んだりできるよう学習面の支援の充実を図る。



2 早期発見・早期支援の体制の充実

早期発見に向けて

相談支援のきっかけづくりを増やすため、スクールカウンセラーの全員面談の実施や、子どもたちの心身の状態の変化への気付きのきっかけとなるよう、長期欠席等児童・生徒に関する情報の活用を推進する。

早期支援に向けて

SOSをキャッチした後に、教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等で連携し、最適な支援につなげることができるよう、校内支援委員会やケース会議などの体制の充実を図る。

3 児童生徒の発達を支える指導の充実（「生徒指導提要（令和4年12月文部科学省）」より）

教科の指導と生徒指導の一体化に向けて

学習指導と生徒指導をあわせもつ教育の特性を活かし、児童・生徒の発達を支える以下のような視点を重視した授業づくりを推進する。

視点	ポイント	実践例
(1) 自己存在感の感受を促進する授業づくり 「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感や自己有用感を実感できる工夫	集団に個が活きるよう、一人ひとりを大切にしたい支援	ネームプレートの活用、全員が応答できる発問・助言、つぶやきへの注目、発言を取り上げる、どの場面でもの子を活躍させるか事前想定など
(2) 共感的な人間関係を育成する授業 互いに認め合い、励まし合い、支え合える集団づくりを促進する工夫	相手の立場に立って考え、互に関心を抱き合う集団づくり	意見をうなずきながら聴く、言い終わるまで待つ、一人一人を褒める、常に子どもの人間性を認める、間違った応答も笑わない（否定しない）など
(3) 自己決定の場の提供する授業づくり 意見の発表、対話や議論、作品の制作などをとおして、自ら考え、選択し、決定する力を育成	学びを促進させるファシリテーター的な役割での支援	選択場面の設定、対立意見を生む発問、一人で調べる時間の確保、視点の明確化、考える時間の保障、思考過程の分かる板書・ノートなど
(4) 安全・安心な「居場所づくり」に配慮した授業 一人一人の個性が尊重され、学級が安全・安心して学べるための配慮	あたたかい人間関係や、見通しをもち挑戦できる学習環境づくり	めあての工夫や見通しをもたせる支援、教師との信頼関係づくり、多様な考えや意見が尊重されるような人間関係づくり など

令和7年度 東大和市教育委員会教育指導課 主要事業について

多様な教育ニーズへの対応と児童・生徒の可能性を引き出す学びの保障の充実

●心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実

・教育相談体制の充実

〈Point〉 さわやか教育相談室、スクールカウンセラーなど、相談しやすい環境の整備

【ねらい】

各学校の教育相談に関する校内支援委員会（※各学校による名称の違いあり）を軸とした体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか教育相談室、その他関係機関と連携した体制の充実を図る。

1 スクールソーシャルワーカーについて

スクールソーシャルワーカーの目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働き掛け・支援・相談や、関係機関等とのネットワークの活用した連携・調整など、多様な支援方法を用いて、学校と連携して課題解決を図る。

【ケース例】

- ・不登校、不登校傾向（登校しぶり）
- ・問題行動を繰り返す
- ・問題行動の改善に保護者の協力が得られない
- ・経済的な理由で学校を休みがち
- ・家庭環境の変化による学校への不適応
- ・保護者の心のケアが求められる場合
- ・児童虐待が疑われる場合 … など

関係機関との連携の充実に向けた取組

さわやか教育相談室、サポートルーム、子ども支援センター、くらし・しごと応援センター「そえる」、「マトカ」、SSWによる連絡会を定期的に開催して、支援が必要な児童・生徒の情報を共有しています。

2 教育相談について

児童・生徒のわずかな変化や、抱える悩みをできるだけ早期にとらえ、悩みが深刻化しないようにアドバイスや声かけを行うことが大切です。相談への対応を、担任等が一人で抱え込むことのないように、組織的な校内体制を確認するとともに、教員一人一人の意識を高める必要があります。

教育相談の流れ

- ・児童・生徒、保護者などからの相談
- ・教員、養護教諭、学校職員の気づき など

<学校での取組>

【ケース会議】

児童・生徒、関係保護者等に関わりのある教職員で柔軟に行う。（情報共有、支援・対応の検討 など）

【校内支援委員会】

管理職、養護教諭、生活指導担当、SC、特支CO、関係学年（担任、主任）、関係者などで組織的に行う。（児童・生徒等の現状把握、改善目標、支援・対応の検討、今後の方向性の検討 など）

<関係機関との連携>

【SSW】563-2111（内線1538）

子ども支援センターや外部機関との連携 など

【特別支援教育係】563-2111（内線1527）

就学相談、特別支援学級・教室に関すること など

【さわやか教育相談室】562-7911

学校生活や教育に関する相談業務 など

3 関係機関との連携について

教育相談の中には、学校のみでは解決できない分野の問題が、複合的に絡み合っているケースがあります。どのような関係機関があるのかを把握し、SSWの助言を参考にしながら、校内支援委員会等での検討や管理職の指示の下に行っていくことが大切です。

主な関係機関について

・小平児童相談所

18歳未満までの子どもを対象に、しつけ、発育、非行、虐待等の養育に伴って生じる様々な問題の相談、調査、判定、指導及び措置等を行う機関です。

・子ども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関です。

・くらし・しごと応援センター

経済的な問題とあわせて、精神的な問題、家庭の問題など様々な相談に対して、専門の支援員が相談をお受けします。

・東大和警察署

子どもに関する相談は、少年係に相談してください。特に、「少年の生命又は身体に危害が及んでいるおそれのある事案」、「児童虐待、いじめ等弱者を脅かしている事案」、「家出人、迷い子等に係る相談で凶悪犯罪の被害者になるおそれのある事案」などについては、速やかにご相談ください。

・立川少年センター

少年相談、子どもの非行・問題行動相談、街頭補導、継続補導、立ち直り支援、被害少年支援、非行集団からの離脱支援等の総合的な非行防止・少年支援を行っています。

学校生活を支える教育環境の整備の推進

●学校教育を支える環境の整備

・ICT環境等の整備

〈Point〉 ICTの利活用を日常化させ、学びの変革や校務改善を推進

1 ICTの活用のための環境の整備

東大和市では、令和7年度に児童・生徒の一人1台端末と教職員の校務端末の更新時期となります。国が推進するGIGAスクール構想の考え方に基つき、教育の必須ツールとして更新を進めていきます。

端末について

児童生徒用：タブレット型端末 (iPadOS)

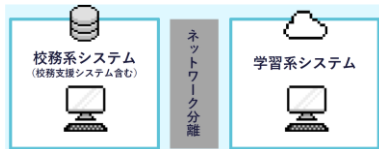
教員用：ノート型端末 (WindowsOS)

次期ICT環境の考え方

校務系・学習系ネットワークを、クラウドツールを活用して運用できるシステムの構築を図ります。

【イメージ】

(旧) 校務系・学習系のネットワークが分離して運用



(新) 校務系・学習系がクラウドツール上で運用



学校設置者向け「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」(文部科学省)より

【ねらい】

GIGA スクール構想に基づく学校の ICT 環境の整備をととして、ICTを学びのツールとして日常的に活用して、子どもの資質・能力や伸びようとする意欲の育成を図ります。

2 一人1台端末の活用

基盤的なツールとしてICTを活用

ICTの活用すること自体が目的化しないように留意しつつ、日常的に子どもたちが自由な発想で活用されることが大切です。個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、児童・生徒一人一人が自ら学び方を選択し、自立した学習者となることを目指し、ICTを活用した授業改善を図ります。

(参考) デジタルを活用したこれからの学び「東京都学校教育情報化推進計画(令和6年3月東京都教育委員会)」より

◆「デジタルを活用したこれからの学び」を実現する授業の姿

